

## 14 災害時応援協定

### (8) 物資の調達

#### イ コープながの

### 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）とは、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互協力して災害時における市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定する。

#### （協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し協力要請を行った時をもって発動する。

#### （協力要請）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

#### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第4条 甲が乙に要請する災害時の主な応急生活物資は、別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請により前項に規定する以外の応急生活物資の供給も行うものとする。

#### （要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

#### （応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

#### （応急生活物資の引取り）

第7条 応急生活物資の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

#### （費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

#### （広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間の提携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

#### （情報の収集・提供）

第10条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、生活物資の供給等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は平常時から連絡体制を確保するとともに、応急生活物資等について情報交換を行

い災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努めるものとする。

(ボランティア活動の推進)

第12条 乙は、災害時の生活物資配布等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成11年2月23日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号  
上田市

上記代表者 上田市長 平尾哲男 印

乙 長野県長野市篠ノ井御幣川668番  
生活協同組合コープながの

上記代表者 理事長 米原俊夫 印

別表(第4条関係)

|              |  |  |  |
|--------------|--|--|--|
| 最優先供給品目      | 容器入り水・飲料<br>パン(菓子パン・調理パン・食パン)<br>レトルト食品(ごはん・おかず類)              | 牛乳(LLその他)<br>果物(バナナ等)  |  |
| 状況に応じて供給する品目 | 缶詰(イージーオープン)<br>バター・ジャム<br>懐中電灯<br>飲料用ポリタンク<br>トイレットペーパー<br>シュ | ハム・ソーセージ<br>緑茶・コーヒー・紅茶<br>ろうそく<br>マッチ・簡易ライター<br>カセット式ガスコンロ及びボンベ<br>洗剤・石けん<br>運動靴<br>蚊取り線香(夏) | インスタントラーメン<br>米<br>粉ミルク<br>電池<br>軍手<br>ポリバケツ<br>紙コップ・紙皿<br>生理用品<br>濡れティッシュ<br>使い捨てカイロ(冬) |

(1)「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目

(2)「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対して調達・供給する。

(3)品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、そのつど指定できるものとする。